

### 33. 横須賀・呉・佐世保・舞鶴における旧軍用地の転用について

- 1950~1976年度の旧軍港市国有財産処理審議会における決定事項の考察を通して -

The Conversion of the Military Grounds in Yokosuka, Kure, Sasebo and Maizuru

- Based on the Analysis of the Documents of the Council of National Properties in the Former Naval Port Cities from 1950 to 1976 -

今村 洋一  
Yoichi Imamura

The purpose of this paper is to clarify the characteristics of the conversion of the military grounds in Yokosuka, Kure, Sasebo, and Maizuru. I analyze the documents of the council of national properties in the former naval port cities from 1950 to 1976. It was the one of most important theme for the former naval port cities that how to use former military grounds. So, a large amount of former military grounds of total 1,784ha were converted to factories, parks, schools, water supplies, and the public housings, etc. And I can point out the following points. The conversion of former military grounds was continuously executed until 1976. The military grounds were mainly converted by private sector. Selling off was done for the private sector, and free distribution was done to the public sector. The land use after conversion often depended on the kind of military grounds.

Keywords: military ground, conversion, national property, naval port  
軍用地, 転用, 国有財産, 軍港

#### 1. はじめに

##### (1) 背景と目的

終戦に伴って全国に出現した大量の旧軍用地は、戦災復興や都市化への対応のために、様々な都市施設へと転用された。この旧軍用地の転用は、全国各地で一斉に遊休国有地が活用されたという点で、我が国の土地利用史上、重大な出来事と言えるが、その実態は十分に明らかにされていない。というのも、今村ら(2007a)<sup>1)</sup>が指摘するように、全国のどこに、どういった旧軍用地が存在し、どういった処分がなされたのかを知り得る史料が殆ど見当たらないためである<sup>1)</sup>。こういった状況の中で、今村ら(2007a)は、『国有財産地方審議会の審議経過』(第1集~第10集)を基礎資料として用い、1956~1965年度の審議結果を考察することで、高度経済成長期前半における旧軍用地の転用と都市施設整備との関係について、全国レベルで定量的に明らかにすることを試みている。

旧軍用地などの国有財産の処分に係る審議の場合は、今村ら(2007a)が着目した国有財産地方審議会の他に、旧軍港市4都市(横須賀、呉、佐世保、舞鶴)を対象として旧軍港市国有財産処理審議会が設けられている。尚、この審議会での決定事項は、旧軍用地の転用がほぼ収束したと言われる1970年代前半までは『旧軍港市国有財産処理審議会決定事項総覧』に整理されており、この中から旧軍用地の処分に係る案件を抽出することが可能である<sup>2)</sup>。また、後述するように軍港として発展してきた旧軍港市4都市は、それ以外の都市と異なる特殊性を有する<sup>3)</sup>。そのため、旧軍港市4都市における旧軍用地の転用は、今村ら(2007a)が明らかにした全国的な傾向とは異なるのではないだろうか。

以上を踏まえ、本研究では二次史料ながら旧軍港市の旧軍用地の転用状況を網羅的に知り得る『旧軍港市国有財産

処理審議会決定事項総覧』を基礎資料として用い、旧軍港市4都市における旧軍用地の転用実態を明らかにする。

##### (2) 既往研究と本研究の特徴

研究の目的や方法において本研究に最も近いのは、既述の今村ら(2007a)である。高度経済成長期前半における旧軍用地の転用と都市施設整備との関係を全国レベルで明らかにしているこの研究に対し、本研究は旧軍港市という特殊性を有する都市を対象として1970年代前半までの旧軍用地の転用状況を考察している点が特徴である。

この他、旧軍用地の転用に関する研究として、都市計画分野では、東海地方の軍事都市における旧軍用地転用を扱った三宅ら(1997)<sup>2)</sup>、名古屋における旧軍用地転用を扱った今村ら(2007b)<sup>3)</sup>がある。また、地理学分野では、関東地方における旧軍飛行場跡地などの転用を扱った宮木(1964)<sup>4)</sup>、舞鶴の旧軍用地における工業立地を扱った杉野(1981)<sup>5)</sup>、全国の軍事都市26都市における旧軍用地転用を扱った松山(2001)<sup>6)</sup>がある。これら既往研究は、主に地図を用いて転用用途を判定し、市史等で転用過程を補足する方法をとっている。これに対し本研究は、旧軍港市国有財産処理審議会の案件を網羅的に把握し、旧軍用地の転用状況を定量化して分析している点に方法上の特徴がある。

##### (3) 方法

1977年発行の『旧軍港市国有財産処理審議会決定事項総覧』には、1950~1976年度(第1回~第66回)の審議会における旧軍用地を中心とした国有財産の処分決定内容が、案件ごとに記載されている。この中から、陸軍省・海軍省から引き継いだと思われる財産、他省庁から引き継いだと思われる軍事関係の財産を口座名から判断し、さらに土地が処分対象となっている案件を旧軍用地の処分案件として考察対象とした。以上の条件で対象案件(622件)を抽出

し、口座名、処分決定年度、所在都市、転用用途、処分面積、処分先、処分方法に関するデータベースを作成した上で、旧軍用地の転用用途と処分上の特徴について考察した。

#### (4) 旧軍港市及び旧軍港市国有財産処理審議会

まず始めに、旧軍港市の特性を整理するとともに、旧軍港市国有財産処理審議会が設けられた背景を確認しておく。

旧軍港市4都市は、いずれも明治期に鎮守府が置かれて軍港が成立し、軍港の拡充に伴って発展した都市である(表-1)。各都市には艦船の建造・修理を行う海軍工廠などが置かれ、戦時中は多くの工員が従事し、ピーク人口は膨れ上がった(呉404千人、横須賀359千人)。終戦によって海軍工廠などが接収されると、多くの失業工員は故郷へ戻っていった。また、呉と佐世保は空襲による被害も大きく、罹災面積はそれぞれ509ha、178haにも上った。そして、働く場と住む場の両方を失ったことで、より多くの住民が流出した。これを裏付けるように、終戦年の11月の調査によれば、横須賀、呉、佐世保の人口は激減している<sup>(4)</sup>。その後、高度経済成長期に産業振興が進むと人口は回復していったが、1960~1975年の人口動向をみると、横須賀を除いて、増加傾向が鈍化するか減少傾向となっている。

海軍工廠を中心とした企業城下町と言える旧軍港市では、終戦に伴って都市存立に関わる産業基盤を失ったため、産業振興が必要とされた。また、軍施設拡充に伴う人口増に対し、生活基盤整備が追いついていなかった<sup>(5)</sup>。旧軍港市4都市に共通するこうした特殊事情を踏まえ、旧軍用地を有効活用するために、地元議員らの運動の成果として、1950年に旧軍港市転換法が制定された。そして、旧軍用地の転用については、旧軍港市国有財産処理審議会にて審議することとなったのである<sup>(6)</sup>。

## 2. 旧軍用地の立地と1960年度までの転用概況

史料の分析に入る前に、大蔵省の既往調査結果<sup>7)</sup>から旧軍港市4都市に旧軍用地がどれだけあったかという立地状況と、1960年度までの旧軍用地の転用状況を確認しておく。

### (1) 旧軍用地の立地状況

旧軍港市4都市は、海軍運輸部や海軍軍需部の倉庫、海軍工廠や航空廠などの工場、海軍砲術学校や海軍工作学校などの学校施設、海軍飛行場、海兵団の兵営のほか、砲台の置かれた要塞地帯も含め、広大な旧軍用地を抱えていた。

そして戦後、4都市合計で652口座<sup>(7)</sup>、10,227haもの旧軍用地が、大蔵省へ引き継がれた(図-1)。これは、全国の旧軍用地327,604haの3.1%に相当する<sup>(8)</sup>。また、都市別にみると、面積は佐世保が3,569haで最大であり、最も少ない横須賀であっても1,884haという莫大な量であった。第3師団司令部が置かれていた名古屋の旧軍用地が約256haとされることから、旧軍港市4都市に残された旧軍用地が如何に大きかったかが分かる<sup>(9)</sup>。

### (2) 1960年度までの旧軍用地の転用概況

旧軍港市4都市に存在した旧軍用地のうち1960年度までに処分されたのは4,005ha(39.2%)に留まっており、1960

表-1 旧軍港市4都市の概要

	横須賀	呉	佐世保	舞鶴
軍港設置年 <sup>(注1)</sup>	1884年	1889年	1889年	1901年
罹災面積 <sup>(注2)</sup>	—	509ha	178ha	—
人口推移 <sup>(注3)</sup>				
1940年	193千人	238千人	212千人	86千人
1943年	359千人	404千人	288千人	86千人
1945年	202千人	152千人	148千人	80千人
1960年	287千人	210千人	262千人	100千人
1975年	390千人	243千人	251千人	98千人

(注1) 鎮守府が開庁した年とした。

(注2) 建設省編『戦災復興誌 第1巻』(pp.16-22、(財)都市計画協会、1959年)の坪表記を1坪=3.3m<sup>2</sup>として換算。

(注3) 各市の統計書より。横須賀では1950年に返子が分離している。佐世保では1954~58年に6村が合併している。舞鶴では1957年に1町が編入されている。

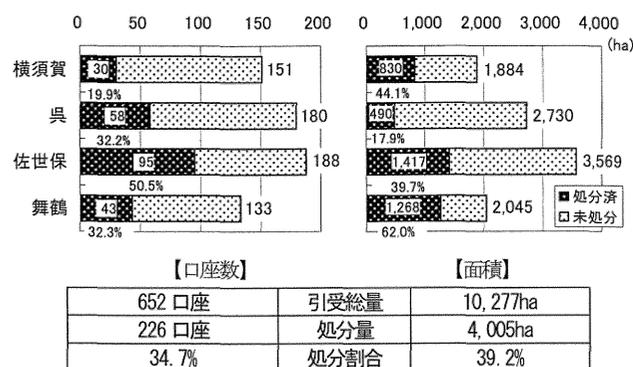


図-1 各都市の旧軍用地と1960年度までの処分量

(資料) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第19巻(統計)』(p.338、東洋経済新報社、1978年)より作成。

年度時点において多くの旧軍用地が処分されずに残されていたことが窺える<sup>(10)</sup>(図-1)。その理由の一つとして考えられるのが、旧軍用地の米軍基地利用であり、基地問題や返還跡地の活用問題として、今日的課題となっている(横須賀、呉、佐世保)。

次に、転用用途をみると、旧軍港市4都市では、それ以外の場合に80.4%を占めた自作農創設分は37.3%に過ぎず、公用<sup>(11)</sup>(17.6%)、その他公共用(11.8%)、産業用(10.6%)、学校施設用(3.0%)など、都市施設の整備のために転用された旧軍用地の割合が大きくなっていることが分かる(図-2)。尚、自作農創設のための農地として処分された旧軍用地が少ない理由として考えられるのは、旧軍港市4都市において、開拓用地の中心的存在となった演習場や牧場(軍馬育成用)がなかったことである。

以上、大蔵省調査のレビューから、旧軍港市4都市では、1都市あたりの旧軍用地の量が非常に多かった点、1960年度時点で多くの旧軍用地が未処分であった点、転用用途として都市施設の割合が大きかった点などが指摘できる。

## 3. 旧軍用地の転用用途

### (1) 転用用途別の処分決定件数及び面積

1950~76年度の旧軍港市国有財産処理審議会(以下、審議会)において、処分決定された旧軍用地の転用用途を都市的用途9分類、非都市的用途3分類で集計した(表-2)。

旧軍用地の処分案件は総計 622 件、処分面積総計 1,784ha が確認された。都市的用途が、件数で 605 件 (96.6%)、面積で 1,654ha (92.8%) と 9 割以上を占めた。つまり、審議会で処分決定された案件の殆どが都市的用途への転用であり、旧軍港市 4 都市の都市施設整備のために非常に多くの旧軍用地が活用されたことが分かる。

特に、産業系への転用が非常に多く、292 件、824.1ha で、件数、面積ともに約 46% を占めた。軍需産業という産業基盤を失った旧軍港市では、旧軍用地を産業系用途として活用し、産業振興を図る必要があったと言える<sup>(12)</sup>。

この他に件数も多く、面積も大きな用途としては、文教系 (89 件、163.1ha)、公園系 (53 件、167.8ha)、インフラ系 (49 件、393.0ha)、住居系 (34 件、58.5ha) などであった<sup>(13)</sup>。尚、今村ら (2007a) も、ほぼ同様の用途が多いことを指摘しているが、旧軍港市 4 都市では官公庁系が 27 件、4.5ha と少ない点が異なっていた。中小都市である旧軍港市では、官公庁施設の需要が多くなかったためであろう。

文教系では、特に学校への転用が 72 件、152.2ha と多かった。今村ら (2007a) は、大学・高専への転用が多い点を指摘しているが、中小都市である旧軍港市 4 都市では大学の用地需要は少なく、大学への転用は 2 件 (私大) のみであった。一方、小・中・高校への転用は 68 件にも及んだ。

尚、インフラ系では、特に上下水道が多く、しかも、このうち 20 件、378.0ha は上水道やその水源であった。旧軍港市 4 都市の上水道は旧軍用地の転用によるところが大きかったのだが、この理由については後述したい。

このように旧軍港市 4 都市では、産業振興のために多くの旧軍用地を工場・倉庫へと転用し、人口回復とともに必要となった学校 (小・中・高校) や公園などの生活基盤のために、旧軍用地を活用していったと言える。

(2) 都市別の処分決定件数及び面積

都市別にみると、横須賀が 199 件、623ha で件数最多、

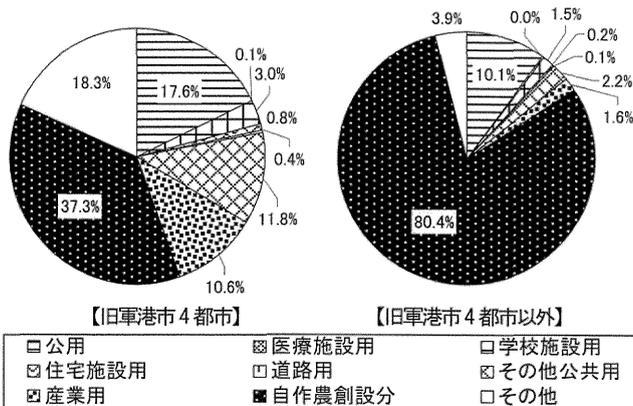


図-2 1960 年度までの転用用途

(注) 公用：所管換 (「自作農創設分」を除く)、公共団体に対し庁舎等として処分。医療施設用：公共団体に対し医療施設、保健所として処分。学校施設用：学校として処分。住宅施設用：公営住宅、引揚者・戦災者等の収容施設としての処分。其他公共用：公共団体に対し上記以外の公共施設としての処分。産業用：予算決算及び会計令臨時特例を適用して産業等の保護奨励のため処分。自作農創設分：自作農創設特別措置法に基づいて農地として所管換。

(資料) 大蔵省財政史室編『昭和財政史一終戦から講和まで一第 19 巻』(p.345、東洋経済新報社、1978 年) より作成。

面積最大であったが、面積の最も少ない佐世保であっても 317ha という大量の旧軍用地が転用されており、いずれの都市においても、旧軍用地の転用が都市施設の整備に大きな役割を果たしていたと言える (図-3)。

ここからは転用用途について、面積割合から都市別に検討していきたい。まず横須賀では、産業系 (46%) の割合が最も高かったものの、文教系 (18%) や公園系 (16%) も比較的に見られた。大都市に近く、高度経済成長期の人口急増に対応する必要があったため、多くの旧軍用地が学校や公園などの生活基盤の整備に活用されることになった。呉と佐世保は、人口規模、戦後の人口推移、罹災などのバックグラウンドは近いが、呉では産業系が 61% を占めたのに対し、佐世保では産業系は比較的高かったものの 23% に

表-2 転用用途別の旧軍用地の処分決定件数及び面積 (1950~1976 年度)

用途分類		件数	(%)	面積 (ha)	(%)	用途の内訳	
都市的用途 605件 (96.6%) 1,654ha (92.8%)	官公庁系	27	4.3%	4.5	0.3%	庁舎 (21)	国・特殊法人・府県・市庁舎 (6), 消防署 (12), 警察署 (3)
	商業系	6	1.0%	3.7	0.2%	庁舎以外 (6)	研究所・試験場 (2), 保安施設 (2), 研修所 (1), 通信所 (1)
	公園系	53	8.5%	167.8	9.4%	商業・業務施設 (6)	宿泊施設 (2), 商店 (2), 結露式場 (1), 事務所 (1)
	文教系	89	14.2%	163.1	9.2%	公園 (53)	公園 (50), 墓地 (3)
	医療福祉系	30	4.8%	14.3	0.8%	学校 (72)	大学 (2), 高校 (15), 中学校 (31), 小学校 (22), その他 (4), 不明 (2)
	住居系	34	5.4%	58.5	3.3%	文化施設 (14)	文化会館等 (7), 博物館 (3), 図書館 (2), 公民館 (2)
	産業系	292	46.6%	824.1	46.3%	運動施設 (3)	運動場 (2), 体育館 (1)
	インフラ系	49	7.8%	393.0	22.1%	医療施設 (8)	医療施設 (8)
	都市他	25	4.0%	25.2	1.4%	福祉・職業訓練施設 (22)	福祉・職業訓練施設 (22)
	非都市的用途	7	1.1%	50.1	2.8%	公的住宅 (15)	市立病院 (5), 保健所 (2), 療養所 (1)
非都市的用途 21件 (3.4%) 127ha (7.2%)	山林系	7	1.1%	50.1	2.8%	公的宿舎 (4)	職業補導所 (7), 福祉施設 (5), 保育所 (3), 厚生施設 (3), その他 (5)
	非都市他	1	0.2%	0.1	0.0%	一般住宅 (15)	公営住宅 (14), 公社住宅 (1)
	軍事系	13	2.1%	77.2	4.3%	工場・倉庫 (292)	国家公務員宿舎 (2), 公舎 (2)
	合計	626		1,781.6		個人住宅 (7), 社宅 (4), 立退代替住宅 (3), 学生寮 (1)	
						交通施設 (12)	工場・倉庫 (292)
					供給処理施設 (37)	道路 (6), 港湾 (4), 車庫 (2)	
					都市的その他 (24)	上下水道 (32), 鉄塔敷地 (2), 変電所 (2), 無線中継所 (1)	
					山林 (7)	市場 (9), 宗教施設 (5), 資材置場等 (5), 整備工場 (2), 競輪場 (1), 屠場 (1)	
					非都市的その他 (1)	森林 (7)	
					自衛隊用地 (13)	植林用地 (7)	
						築堤 (1)	
						自衛隊用地 (13)	

(注) 「用途の内訳」の項目の( )内数字は件数。1つの案件で複数の用途が決定されている場合に別々にカウントしたため、合計が一致しないことがある。

留まり、文教系（9%）、インフラ系（42%）、軍事系（16%）の割合も比較的高く、転用用途の構成比は異なった。また、舞鶴では、他都市に比べ、山林系（13%）、住居系（10%）の割合が比較的高かった。このように、産業系はいずれの都市も比較的高い割合を示していたが、それ以外の転用用途において、都市ごとに異なる特徴が見られた。

#### 4. 旧軍用地の処分上の特徴

##### (1) 処分決定件数及び面積の推移

年度ごとに処分決定件数と面積の推移をみると、年度によって差が激しく、かなりのばらつきがあるため、一定の傾向を見出しにくい<sup>(14)</sup>（図-4）。そこで、5年ごとに区切って件数と面積を集計し、その推移をみると、件数、面積ともに減少傾向が見られた。しかし、急減しているわけではなく、件数については1960年代前半にピークがみられ、面積については1960年代前半や1970年代前半に増加に転じることもあり、どの年代でも比較的多くの件数、面積が確認できた。1960年代以降も旧軍用地の転用は継続的に行われ、その間、旧軍用地は都市施設に転用可能な土地資源として存在し続けていたと言える。

また、転用用途別の推移では、工場・倉庫、公園、学校への転用において、特徴的な傾向が見られた（図-5）。

工場・倉庫への転用は、件数、面積ともに1960年代前半をピークとして、1950年代後半から1960年代後半にかけて、特に多い期間となっていた。工場・倉庫への転用が、高度経済成長とシンクロしていたことが分かる。

公園への転用には、二つの山が見られた。一つ目の山は1950年代で、特に件数が多いのが特徴的であった。面積に対して件数が多いため、1件当たりの面積は小さく、1~4千 $m^2$ 程度の児童公園への転用が多くなっていた<sup>(15)</sup>。二つ目の山は1970年代前半であり、件数は多くないものの面積が大きかった。これは大規模な公園への転用があったためである<sup>(16)</sup>。即ち、1950年代には多くの小規模公園の整備に、1970年代前半には少数ながら大規模公園の整備に、旧軍用地が役立てられたと言える。

学校への転用は、件数、面積とも1950年代前半に非常に多く、その後に急減する傾向が見られた。特に1950年代前半に多いのは、学校教育法（1947年）による新制中学校（18件）であり、旧軍港市4都市においても、学制改革へ対応するために多くの旧軍用地が転用されたことが分かる。

##### (2) 処分先

旧軍用地の所有者である国（省庁）は、21件（3.4%）、81ha（4.5%）に過ぎず、処分先として多かったのは、311件（50.0%）、867ha（48.6%）の法人・個人や259件（41.6%）、740ha（41.5%）の公共団体であった（図-6）。旧軍港市4都市においては、殆どの旧軍用地が公共団体や法人・個人などの手に渡り、利用されていったことが分かる。また、処分先が公的機関であったか民間であったかという視点で見ると、公的機関への処分が287件（46.1%）、848ha（47.5%）であったのに対し、民間への処分は334件（53.7%）、936ha

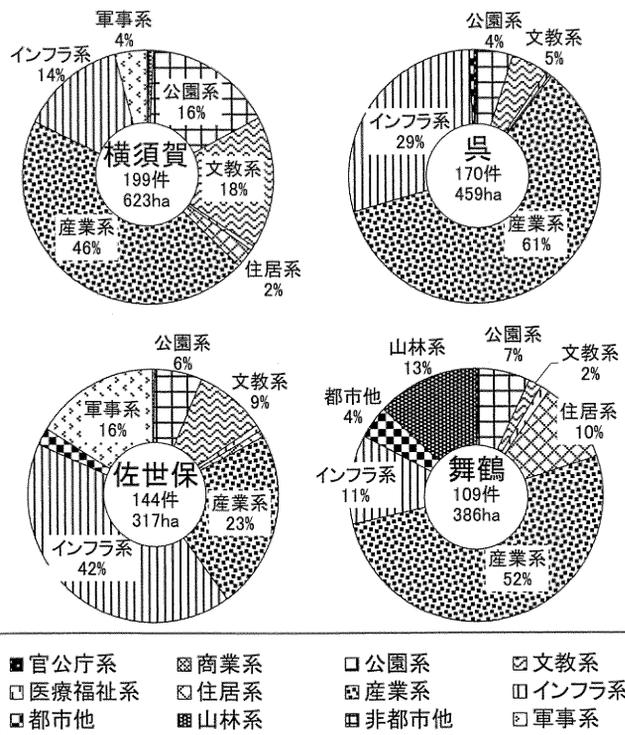


図-3 都市別の旧軍用地の転用用途（面積割合）

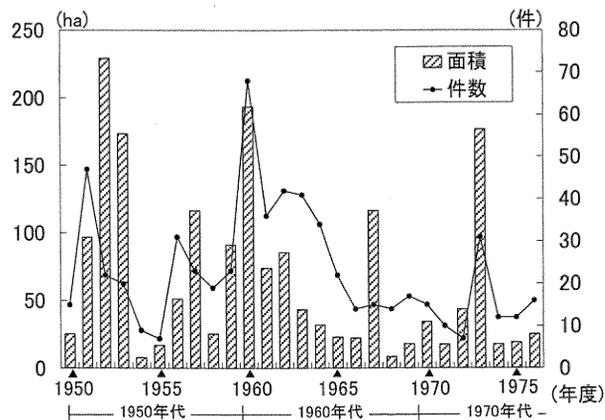


図-4 処分決定件数及び面積の推移

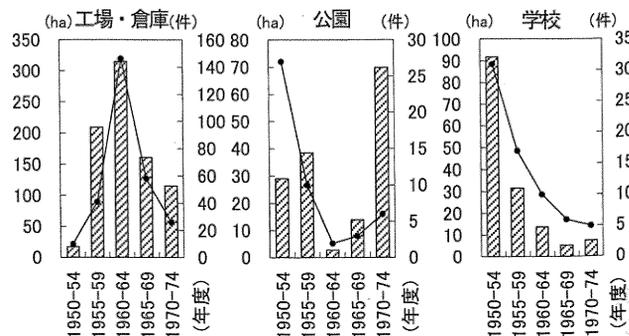


図-5 主要転用用途の処分決定件数及び面積の推移

(注) 凡例は、図-4に同じ。

(52.4%)であり、民間への処分が過半を占めていた。今村ら(2007a)では、旧軍用地の活用は公的利用が中心であったと指摘されているが、旧軍港市4都市では民間利用が公的利用を上回っていた。その要因としては、公的な土地需要を大きく上回る大量の旧軍用地が存在していた点、軍需産業に代替する産業振興が必要であった上、民間事業者(ここでは法人及び個人事業主が該当)が転用し得る海軍工廠などの軍需工場が多かった点などが考えられる。

### (3) 処分方法

処分方法は、譲渡が371件、965haで最も多く、譲与の214件、636haが次いでいた(図-7)。この2つで、件数の94.0%、面積の89.7%を占めており、処分方法の殆どが、譲渡あるいは譲与であった。

また、旧軍港市4都市には、旧軍港市転換法(1950年)に基づく特別措置が適用され、例えば、公共団体が旧軍用地を公園、上下水道、学校などとして使用する場合には、旧軍用地が譲与されることとなっていた(表-3)。214件の譲与は、全て公共団体に対する案件であり、公共団体を処分先とする案件259件のうち82.6%を占めていた。この他、公共団体に対する減額譲渡の適用も11件あった。このように、旧軍用地を転用した生活基盤整備にあたり、旧軍港市転換法による特別措置が役立てられたことが分かる。

一方、譲渡の場合の処分先は、主に法人・個人であった。371件の譲渡のうち、法人・個人に対する案件が306件で84.4%を占めた。尚、公共団体のように減額譲渡の適用はなく、産業振興が必要であった旧軍港市であっても、旧軍用地における工場などの立地促進は、旧軍港市転換法以外の支援措置によっていた。

### (4) 従前用途(旧軍用地の種類)

口座名から判断した従前用途(旧軍用地の種類)と転用用途を照合させることにより、従前用途が引き継がれ、有効活用が図られた案件を確認することができた。

まず、工場・倉庫への転用では、238件(81.5%)、535.8ha(65.0%)が、海軍工廠や軍需部倉庫などを継承した案件であった。占領軍による賠償指定の解除後、残存する建物や機械が工場や倉庫として有効活用されたのであった<sup>(17)</sup>。

また、特徴的な案件としては、上水道(水源地含む)への転用案件が挙げられるが、20件中14件(377.0ha)が、軍用水道やその水源地を引き継いだものであった<sup>(18)</sup>。艦船への水補給のために大量の水水道が必要であったため、海軍は大規模な軍用水道を敷設していた。戦前から都市住民に余水分与がされていたが、戦後、飲料用や工業用の水道として全面的に利用されることになったのである。

この他、学校への転用案件では、17件(39.2ha)において、旧軍の学校や工員養成所が引き継がれていた。また、公営住宅への転用案件において、工員等の宿舍が継承された案件が14件中6件(2.9ha)で確認された。いずれも、終戦直後に従前用途を踏まえて建物などを有効活用するよう転用方針が出されていた用途であり、1950年代以降も同様に建物などが有効活用された場合もあったのである<sup>(19)</sup>。

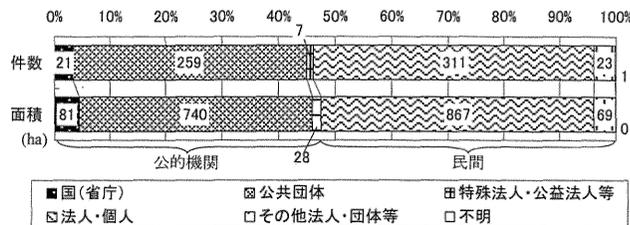


図-6 処分先

(注)「法人・個人」の「個人」には、個人事業主が含まれる。複数の「個人」へ処分された場合もある。「その他法人・団体等」には、学校法人、社会福祉法人などが含まれる。

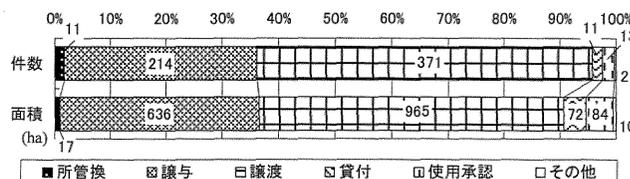


図-7 処分方法

表-3 旧軍港市転換法による特別措置

特別措置の内容・対象となる用途
<b>【減額譲渡<sup>(注1)</sup>】</b> 対象：公共団体 医療施設、社会事業施設、引揚者寮、学校 <sup>(注2)</sup>
<b>【譲与】</b> 対象：公共団体 旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合 ○取扱細目で定められている施設 <sup>(注3)</sup> ・公共施設(公園、運動場、広場、緑地、溜池、排水施設) ・公企業施設(上水道、下水道) ・港湾施設(待合所、野球場、貯木場、貯炭場、危険物置場など) ・教育施設(小学校、中学校、高校、図書館、公民館) ・勲業施設(物産展示会館、商工物産陳列館、貿易振興会館、漁業会館) ・保健衛生施設(ごみ処理施設、し尿処理施設、保健所、伝染病院、共同便所、火葬場、墓地、と畜場など) ・社会福祉施設(児童福祉施設、無料宿泊所、職業訓練施設) ・防犯防火施設(水上警察所、消防署、防火貯水池など)

(注1) 減額率は5割以内。

(注2) 学校法人の場合も適用可。

(注3) 大蔵省管財局長から各財務局宛「旧軍港市転換法に基づく国有財産処理標準の取扱細目について」(1974年5月17日)

### 5. まとめ

最後に、ここまでの考察を踏まえ、今村ら(2007a)が明らかにした全国的傾向との比較を通して、旧軍港市4都市における旧軍用地の転用傾向を整理したい。

#### (1) 旧軍港市4都市における旧軍用地の転用用途

##### 1) 主な転用用途(産業系への転用)

農地系や軍事系が大半を占めた全国的傾向と異なり、都市的用途への転用が殆ど(9割以上)であった。都市的用途の内訳において産業系が多いのは全国的傾向と共通だが、旧軍港市では、都市の存立基盤となっていた軍需産業に代わる産業振興が重要課題であったため、特に多く(件数、面積ともに46%)の旧軍用地が産業系へと転用された。

##### 2) 生活基盤整備のための転用

産業系以外では、全国的傾向と同様に、文教系、公園系、インフラ系、住居系など、人口回復で必要となった生活基盤への転用が多く確認された。尚、全国的傾向と違うのは、官公庁系が少ない点、文教系では小・中・高校(全国的傾向では大学・高専)が多い点、インフラ系では上下水道(全

国的傾向では道路、空港)が多い点であった。

### 3) 各都市の条件を踏まえた転用

全国的傾向において地域(財務局)ごとに転用用途の傾向が異なっていたように、旧軍港市4都市においても都市ごとに異なる傾向が見られた。

#### (2) 旧軍港市4都市における旧軍用地の転用上の特徴

##### 1) 転用時期(継続的な転用、特定の用途・時期の転用)

転用時期については、今村ら(2007a)は10ヵ年だけを対象としているため比較しがたいが、本研究で明らかになった知見を整理すると、1970年代前半まで比較的多くの処分案件が確認できることから、旧軍港市では継続的に旧軍用地の転用が行われていたと言える。また、工場・倉庫、公園、学校への転用については、社会経済情勢や法制度などを背景に、転用が盛んに行われた特定の時期があった。

##### 2) 主な処分先(過半を占めた民間利用)

公的利用(特に国が多い)が中心という全国的傾向と異なり、処分先の過半は民間であった。また、公的機関でも殆どが公共団体で、国が処分先のケースは限られていた。

##### 3) 主な処分方法(民間への譲渡、公共団体への譲与)

譲渡と所管換が大半を占めた全国的傾向と異なり、譲渡(対民間)、譲与(対公共団体)が主要な処分方法であった。譲与は、旧軍港市転換法に基づく特別措置であり、旧軍港市での処分方法の大きな特徴である。

##### 4) 従前用途の継承

全国的傾向では、工場・倉庫や空港への機能継承が見られたが、旧軍港市の場合は、工場・倉庫のほか、上水道、学校、公営住宅への転用案件にて機能継承が確認できた。

以上、旧軍港市4都市における旧軍用地の転用実態について、全国的傾向との比較も交えながら明らかにしたが、旧軍港市に特有の研究課題として、今後は返還跡地の活用などにも取り組む必要がある。

#### 【補注】

- (1)参考引用文献1)によれば、旧軍用地が移管される際に各財務局によって作成された旧軍財産引受台帳が散逸してしまっているほか、国有財産台帳及び国有財産除台帳、国有財産地方審議会の議事録も旧軍用地の処分が多く行われた1970年代までのものは見当たらない。
- (2)一部に、物納財産や不要になった行政財産から移行された普通財産など、旧軍用財産以外のものも含まれているが、口座名から判断して旧軍用地を抽出することができる。
- (3)特殊性については、次頁の「(4)旧軍港市及び旧軍港市国有財産処理審議会」2.旧軍用地の立地と1960年度までの転用概況(1)旧軍用地の立地状況」を参照。
- (4)但し、舞鶴は他の3都市に比べ人口規模が小さく、戦時中の人口増加も殆どなかったため、終戦後の人口減少幅もそれほど大きくはなかった。
- (5)例えば呉市については、『戦災復興誌 第七巻』のp.476に「軍施設の拡充が都市施設の整備よりもはるかに急テンポであったため、なかなか都市施設の整備ができなかった」と記されており、生活基盤整備が追いついていなかったことが窺える。
- (6)第33回審議会より、国有財産処理の促進を図るため、一定の額あるいは規模までの案件については、地方幹事会で処理し、旧軍港市国有財産処理審議会には報告されることとなった。『旧軍港市国有財産処理審議会決定事項総覧』には、この報告事項のほか、当然報告されるべきもので報

告もれとなっている案件も補足されている。本研究では、こういった報告事項に該当する案件も含め、考察対象としている。

- (7)口座とは国有財産の物件の単位で、個々に口座名(「海軍大楠機関学校」「横須賀海軍航空隊」など)が付されている。当該土地に付随する建物、立木、工作物なども同一の口座として扱われる。
  - (8)参考引用文献7)のp.345による。
  - (9)名古屋市の旧軍用地面積は、参考引用文献3)で示されている「名城地区113ha」「千種地区45ha」「熱田地区53ha」「猫ヶ洞地区46ha」から試算。
  - (10)同じ大蔵省調査において、旧軍港市4都市以外の場合を集計すると、1960年度までに83.5%が処分されていることから、旧軍港市4都市での処分面積割合が低いことが分かる。
  - (11)参考引用文献1)によれば、「公用」には自衛隊用地としての所管換が大量に含まれている可能性がある。
  - (12)例えば、旧軍港市転換法案要綱に「旧軍港各市が国家によって造成せられた都市であり、~中略~此の地に産業を起こさざる限り、市民の生活を保証し得ない~中略~旧軍港工場等の残存施設を活用して、有力工場を此の地に誘致せざる限り地元産業の振興は望み得ない(細川竹雄『軍転法』の生れる迄、p.77、旧軍港市転換連絡事務局、1954年)とあり、旧軍用地への工場誘致による産業振興が求められていたことが分かる。
  - (13)他に、件数は多くないが面積が大きかった用途として軍事系があるが、これは自衛隊用地だけで、米軍への提供財産は含まれていない。
  - (14)特に面積については、大規模案件がある年度の面積を大きく押し上げる場合があった。例えば、軍用水道施設→水道施設(佐世保/103.0ha/1952年度)、横須賀海軍航空隊→日産自動車(横須賀/100.4ha/1960年度)、海軍舞鶴工廠本廠→舞鶴重工業(舞鶴/87.0ha/1967年度)、陸軍観音崎砲台→県都市公園(横須賀/60.4ha/1973年度)など。
  - (15)田之浦公園(横須賀/横須賀海軍需部/1,079m<sup>2</sup>)、御船町児童公園(佐世保/海軍工廠疎開地/1,188m<sup>2</sup>)など、1~4千m<sup>2</sup>程度の公園への転用案件は21件。
  - (16)県都市公園(横須賀/陸軍観音崎砲台/60.4ha)、中央公園(佐世保/名切谷地区家族住宅/8.4ha)など。
  - (17)軍需工場の賠償指定は、大蔵省財政史室編『昭和財政史一終戦から講話まで一第9巻』(p.66、東洋経済新報社、1976年)が詳しい。旧軍財産では、陸軍49、海軍45、研究所33の計127施設が賠償物件となった。
  - (18)旧軍港市4都市すべてにおいて、軍用水道や水源地を有効活用した案件が確認できた。大規模な案件としては、市水道施設(横須賀/海軍軍港水道/83.2ha)、市水道施設(呉/呉軍港水道本庄水源地/99.9ha)、市水道施設(佐世保/軍用水道施設/103.0ha)、上水道施設(舞鶴/舞鶴軍港水道有路水源地/37.0ha)。
  - (19)学校への転用方針については、「学校、兵営、倉庫、廠舎等ヲ文部省管下学校ニ使用セシムル件案(1945年9月陸軍省兵務課)」『陸軍土地建物施設処分委員会綴』(防衛省防衛研究所図書館所蔵)。住宅への転用方針については、公営住宅の前身である応急簡易住宅に関連する方針として、「元軍用土地及建物ノ應急利用ニ關スル件(1945年10月25日/厚生次官から各地方長官宛通牒)。
- 【参考引用文献】
- 1)今村洋一、西村幸夫(2007)「旧軍用地の転用と戦後の都市施設整備との関係について—1956~1965年度の国有財産地方審議会における決定事項の考察を通して—」都市計画論文集42巻3号、pp.427-432
  - 2)三宅醇、西澤泰彦、大塚毅彦(1997)「旧軍用地および軍施設ストックが都市形成に果たした役割に関する研究」、(財)第一住宅建設協会
  - 3)今村洋一、西村幸夫(2007)「旧軍用地の転活用が戦後の都市構造再編に与えた影響について—名古屋を事例として—」都市計画論文集42巻1号、pp.57-62
  - 4)宮木貞夫(1964)「関東地方における旧軍用地の工場地への転用について」地理学評論37巻9号、pp.507-520
  - 5)杉野啓明(1981)「舞鶴市における旧軍用地と工業立地」立命館大学人文科学研究所紀要34号、pp.39-62
  - 6)松山薫(2001)「第二次世界大戦後の日本における旧軍用地の転用に関する地理学的研究」、東京大学学位論文
  - 7)大蔵省財政史室編(1978)『昭和財政史一終戦から講和まで一第19巻(統計)』東洋経済新報社